

尾張旭市ファミリーシップ制度

ご利用の手引き

令和7年4月

尾張旭市

目 次

ファミリーシップ制度の概要	2
1 制度を利用することができる方	3
【参考】ファミリーシップの宣誓をすることができない範囲	4
2 宣誓に必要な書類	5
3 手続きの流れ	7
4 受領証等交付後の各種手続き	10
5 近親者による氏名等の削除について	12
6 Q&A	13
7 尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱	15

ーファミリーシップ制度の概要ー

ファミリーシップ制度は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するために、設けられました。

この制度では、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力する関係を、「パートナーシップ」としています。パートナーシップの2人が家族であると約した関係及びパートナーシップの2人とその一方又は双方の子を始めとした三親等内の者（「近親者」といいます。）を含めて家族であると約した関係を、「ファミリーシップ」としています。

この制度では、パートナーシップの2人が、ファミリーシップにあることを市長に対して宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付します。

1 制度を利用することができる方

この制度は、以下の要件をすべて満たしているパートナーシップの関係にあるお二人が、ファミリーシップの宣誓をすることで利用できます。

- (1) お二人とも成年に達していること（満18歳以上の方）
- (2) お二人のうち少なくともどちらかお一人が、尾張旭市に住民登録をしていること、または、3か月以内に転入予定であること
- (3) お二人とも現に婚姻していないこと（宣誓者以外の方と、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）
- (4) 現に宣誓者以外の方とファミリーシップを形成していないこと
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと（お二人が養子縁組をしたことによってこれに該当した場合を除く。）
- (6) 満15歳以上の近親者を含めてファミリーシップを形成する場合は、近親者がファミリーシップの一員となることを承諾していること

【参考】

ファミリーシップの宣誓をすることができない範囲

宣誓をしようとするお二人が、民法第734条から第736条の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族、養親子等、婚姻することができない関係にある場合は、ファミリーシップの宣誓をすることができません。

ただし、宣誓をしようとするお二人が養子縁組をしたことによって上記に該当した場合は、宣誓をすることができます。

民法に規定されている婚姻できない関係
(本人から見て)

- 直系血族:祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族:兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族:子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- 養親子等:養子とその配偶者、養子の直系卑属とその配偶者、養親とその直系尊属(離縁後も同じ)

2 宣誓に必要な書類

ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 宣誓者お二人の住民票の写し、または住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍・筆頭者、世帯主・続柄は不要。住民票コード、個人番号を省略したもの
- ・ 同一世帯になっている場合は世帯全員の分1通でも構いません。

(2) お二人の戸籍謄（抄）本または独身証明書（いずれも本籍地にて発行）

- ・ 3か月以内に発行されたもの

※ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものををお持ちください。

(3) 近親者との関係を証明する書類

- ・ 近親者を含めてファミリーシップの宣誓をする場合は、近親者との関係が分かる戸籍謄本等

※ (2)の書類により確認できる場合は省略可能です。

(4) 本人確認書類

本人確認ができる書類を、公的な顔写真付きのものであれば1点、それ以外

は2点お持ちください。

1 点の提示で足りるものの例

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 運転免許証
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・ 在留カード又は特別永住者証明書
- ・ 官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等（顔写真付き）

2 点の提示が必要なものの例

- ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療等の被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 年金手帳
- ・ 国民年金、厚生年金保険の年金証書
- ・ 学生証、法人が発行した身分証明書

※ 有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること

(5) 通称を使用する場合に必要な書類

- ・ 社会生活の中で日常的に通称を使用していることが客観的に分かる、通称が記載された書類（通称で届いた郵便物など）をお持ちください。

(6) その他、市長が必要と認める書類

3 手続きの流れ

宣誓書の提出から証明書等の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。

(1) 宣誓日時の事前調整

- ・原則、宣誓を希望する日の7日前までに、電話またはメールで予約をしてください。

(宣誓できる日時は、平日の9時から16時までです。状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。)

[予約時にご連絡いただきたいこと]

- ・お二人の氏名、生年月日、住所
- ・電話番号、メールアドレス(代表者のみ)
- ・宣誓希望日時

【予約及び問い合わせ先】

尾張旭市役所 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話: 0561-76-8125

メール: tayoseisuishin@city.owariasahi.lg.jp

※ 電話受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日及び閉庁日を除く。)

(2) 宣誓日当日

- ・予約した日時に必要書類(5ページ「2 宣誓に必要な書類」参照)をお持ちのうえ、必ず宣誓者お二人とも多様性推進課窓口までお越しください。

- ・宣誓書の記入、提出書類、要件及びご本人の確認を行います。

- ※ 宣誓は、個室で行います。

- ※ 書類の記入ができず代筆が必要な場合は、ご相談ください。

(3) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・宣誓書提出後、1週間程度で「尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証」を1枚、「尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」をお一人1枚ずつ交付します（郵送または直接）。

- ※ 宣誓書提出後、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 転入の事実を証明する書類の提出（宣誓時点において、お二人とも市内に在住でない場合）

- ・お二人のうち少なくともいずれか一方が、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入後1か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を提出してください。

- ・転入をとりやめた場合は、市内に住所を有しないものとして、返還届とともに受領証等を返還してください。

※ なお、パートナーシップの関係にあるお二人が、本市に転入する前に、
「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」
を締結した愛知県内の他の地方公共団体（「連携自治体」といいます。）に
おいて、当該連携自治体のファミリーシップ制度やパートナーシップ制度に
基づき宣誓等をして受領証等の交付を受けた場合は、本市において、宣誓と
は異なる手続き（簡易な方法）で、宣誓と同様な手続きを行うことが可能と
なることがあります。

その場合は、事前に御相談ください。

4 受領証等交付後の各種手続き

受領証等の交付後、次の場合は申請や届出が必要です。多様性推進課窓口までお越しください。事前予約は不要です。

プライバシーに配慮した個室での対応もいたしますので、ご希望の場合は、事前にご相談ください。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

- ・ 宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カードの紛失や毀損等の場合は、再交付

申請ができます。再交付申請書を提出してください。

【持参するもの】

- ① 本人確認書類(「2 宣誓に必要な書類」に準じます。)
- ② 交付済みの宣誓書受領証及び受領証明カード(毀損の場合)

(2) 記載事項の変更

- ・ 宣誓書等に記載した内容について、下記のような変更があった場合は、変

更届を提出してください。

【変更内容】

- ① 氏名や通称名を変更したとき
- ② 住所や連絡先の変更があったとき
- ③ 近親者の記載を削除または追加するとき

【持参するもの】

- ① 変更の内容がわかるもの
- ② 本人確認書類
- ③ 交付済みの宣誓書受領証及び受領証明カード
(①・②は、「2 宣誓に必要な書類」に準じます。)

(3) 宣誓書受領証明書等の返還

・次の場合は、返還届とともに受領証等を返還してください。

- ① 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ② 宣誓者のいずれかが死亡したとき
- ③ 宣誓者の双方が市外へ転出したとき
- ④ 宣誓者が、他の者と婚姻又はパートナーシップを形成したとき

ただし、①及び②の場合で、一方の宣誓者が、他方の宣誓者の近親者と引き続きファミリーシップの継続を希望し、生計を同一とする場合は、変更届を提出のうえ、受領証等の修正を受けてください。

・次の場合は、受領証等の返還を命ずることがあります。

- ① 宣誓時点において、「1 制度を利用することができる方」の要件に該当していなかったことが判明したとき
- ② 宣誓書等の書類や添付書類の内容に虚偽があったとき
- ③ 「3 手続きの流れ (4)」の、転入の事実を証明する書類の提出がないとき

・次の場合は、受領証等の交付番号を公表する場合があります。

- ① 返還届の提出時に、受領証等が添付されないとき
- ② 受領証等の返還を命じられたにもかかわらず、返還されないとき

5 近親者による氏名等の削除について

満15歳以上の近親者は、自分の意思により、受領証等に記載された自分の氏名等を削除するよう市に申し立てることができます。

申立書の提出があったときは、その内容を確認し、宣誓者に対して申立書の提出があったことを通知の上、近親者の氏名等を削除した受領証等を交付します。

【申立者が持参するもの】

- ① 本人確認書類（5ページ「2 宣誓に必要な書類」に準じます。）
- ② 交付済みの宣誓書受領証及び受領証明カード(持参が可能な場合)

近親者の氏名等を削除する前に交付した受領証等は、無効となりますので、宣誓者は市にすみやかに返却してください。

なお、宣誓者が、受領証等に記載された近親者の氏名等の削除を希望する場合は、変更届により手続きが可能です（9ページ「4(2) 記載事項の変更」をご覧ください。）。

6 Q&A

Q1 ファミリーシップ制度の宣誓は結婚とどう違うのですか？

A1 結婚(婚姻)は、民法に定める身分行為であり、その効力によって相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、ファミリーシップ制度の宣誓は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

A2 宣誓の要件を満たす方であれば、同性パートナーに限らず、事実婚の関係にあるパートナーなどとも宣誓できます。

Q3 近親者との関係についてだけの宣誓をすることはできますか？

A3 宣誓をするかたはパートナーシップのお二人であるため、できません。ただし、お二人の双方またはどちらかに近親者がいる場合は、後から、近親者のみをファミリーシップに追加することができます。その場合は、変更届を提出いただき、ファミリーシップ宣誓書受領証等の内容を修正し、再交付します。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A4 宣誓や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍謄本等をご準備いただく際の交付手数料等は、自己負担となります。

Q5 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

A5 郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認とご本人であることの確認をさせていただきます。

Q6 代理人でも宣誓できますか？

A6 代理人は、宣誓できません。必ず宣誓するお二人でお越しください。病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q7 書類が書けない場合はどうしたらよいですか？

A7 障がいやケガなどの事情により、宣誓する方が宣誓書の記入ができない場合は、代筆者を指定することができます(書類が書けない宣誓者も、お越しいただく必要があります。)ので、ご相談ください。

Q8 パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

A8 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとし

て、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q9 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A9 宣誓者同士が、養子縁組をしたことにより民法に定める婚姻ができない近親者となった場合は、宣誓することができます。

Q10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

A10 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q11 3か月以内に市内へ住民登録を予定している場合は、何を持っていけばよいですか？

A11 転出手続きを済ませている場合は、その際に交付される転出証明書を、転出していないが尾張旭市内の住居にお住まいの予定であれば、当該住宅の賃貸借契約書などをお持ちください。なお、尾張旭市内に居住する予定だが住居は未定の場合は、その旨を職員にお申し出ください。

いずれの場合も、宣誓後3か月以内に市内に転入の上、転入後1か月以内に、必ず住民票の写し等を提出してください。

Q12 尾張旭市外に転出するときはどうすればいいですか？

A12 転出により、宣誓したお二人のうちお一人が尾張旭市民でなくなる場合は、宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードをお持ちの上、内容変更届を提出してください。宣誓したお二人がいずれも尾張旭市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードを返還してください。

Q13 通称は使用できますか？

A13 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称を使用している場合は、通称で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称で届いた郵便物などをお持ちください。

Q14 宣誓書受領証はいつ、何部交付されますか？

A14 宣誓後、要件・提出書類の確認や宣誓書受領証等の作成のため、1週間程度かかります。

宣誓書受領証は1枚、名刺サイズの宣誓書受領証明カードは各宣誓者が携帯できるよう、宣誓者それぞれに1枚(計2枚)交付します。

7 尾張旭市ファミリーシップ制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するために、尾張旭市ファミリーシップ制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力する関係（以下「パートナーシップ」という。）の2人が、家族であると約した関係及びパートナーシップの2人とその一方又は双方の子を始めとした三親等内の者（以下「近親者」という。）を含めて、家族であると約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの2人が、ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (3) 申告 市に転入する前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携自治体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項に規定する受領証等に類するものの交付を受けたパートナーシップの2人が、当該事実及びファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。
- (4) 宣誓等 宣誓又は申告のことをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓等を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする

る。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓等しようとする者のうち、少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓等しようとする者同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）をしていないこと。
- (4) 宣誓等しようとする者同士以外の者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情を含む。）をしておらず、かつ、ファミリーシップを形成していないこと。
- (5) 宣誓等しようとする者同士が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓等しようとする者同士が養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。
- (6) 宣誓等しようとする者の近親者を含めたファミリーシップの宣誓等をする場合で当該近親者が満15歳以上のときは、当該近親者にファミリーシップの一員となることについて承諾を得ていること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前において尾張旭市ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、宣誓しようとする者が指定する他の者に代筆させることができる。

2 宣誓しようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宣誓しようとする者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓をしようとする者が現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 近親者を含めたファミリーシップを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者と近親者との関係を確認することができる書類（戸籍謄本等をいう。宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入後1か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第4条の2 申告をしようとする者は、自ら記入した尾張旭市ファミリーシップ宣誓継続申告書（第1号様式の2。以下「申告書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、申告をしようとする者が指定する他の者に代筆させることができる。

2 申告をしようとする者は、申告をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 転入前に連携自治体から交付を受けた第7条第1項に規定する受領証等に類するもの

(2) 申告をしようとする者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3か月以

内に市内に転入し、転入後 1 か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

5 申告書の提出は、市長が指定する場所において行うものとし、申告をしようとする者のうち、少なくともいずれか一方が行うものとする。

6 前 5 項の規定による申告は、第 4 条の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

(本人確認)

第 5 条 宣誓等をしようとする者は、宣誓書又は申告書を提出するとき、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称の使用)

第 6 条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を併記することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を、第 4 条第 1 項に規定する宣誓等をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第 7 条 第 4 条の規定により宣誓をした者（第 4 条の 2 第 6 項の規定により宣誓をしたものとみなされる者を含む。以下「宣誓者」という。）から宣誓書又は申告書の提出があったときは、市長は、宣誓等の要件を審査し、尾張旭市ファミリーシップ

宣誓書受領証（第2号様式。以下「受領証」という。）及び尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「受領証明カード」という。）に宣誓書又は申告書の写しを添付し、当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、宣誓等に通称を使用したときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証明カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

- 2 受領証はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、受領証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第8条 受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等の紛失等により受領証等の再交付を希望するときは、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。ただし、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けられる場合は、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 宣誓者は、再交付申請書の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項に規定する再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（宣誓書又は申告書の内容変更の届出）

第9条 宣誓者は、宣誓等又は申告書に記載した事項に変更があった場合（第11条第1項各号に掲げる場合を除く。）は、尾張旭市ファミリーシップ宣誓等内容変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）に、受領証等及び変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、変更届の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- 3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の受領証等（宣誓者及び近親者の住所並びに連絡先のみを変更する場合を除く。）を当該宣誓者に交付するものとする。

（近親者の氏名等の削除）

第10条 受領証等に氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）が記載された満15歳以上の近親者は、市長に尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等記載内容削除申立書（第6号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された近親者（以下「申立者」という。）に係る受領証等から申立者の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

- 2 申立者は、申立書の提出の際は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- 3 市長は、申立書の提出があったときは、その内容を確認し、申立者に係る受領証等を交付した宣誓者に対し申立書の提出があったことを通知の上、申立者の氏名等を削除した受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、尾張旭市ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当する場合であって、宣誓者の一方が、他方の宣誓者の近親者と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一とする場合は、この限りではない。

- (1) 宣誓者の一方又は双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が、市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を無効とし、宣誓者に返還を命ずることができる。

- (1) 宣誓者が市長に宣誓書又は申告書を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (2) 宣誓書又は申告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第4項及び第4条の2第4項に規定する市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 前条第3項の規定により宣誓者に対し申立書の提出があったことを通知したとき。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領証等の交付番号を市ホームページにて公表することができる。

- (1) 第1項の規定による返還届の提出時に、受領証等が添付されない場合
- (2) 前項の規定により受領証等の返還を命じられたにもかかわらず、宣誓者が返還しない場合

(宣誓書の保存期間)

第12条 市長は、宣誓者のファミリーシップが継続している限り、宣誓書又は申告書を保存する。ただし、第11条第1項の規定により返還届が提出されたときは、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

尾張旭市役所 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係
〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 ： 0561-76-8125

メール： tayoseisuishin@city.owariasahi.lg.jp